

案件名称	令和8年度大阪市浪速区役所庁舎 一般廃棄物収集運搬業務委託(概算契約)
------	--

仕様書

大阪市浪速区役所

1 案件名称

令和8年度大阪市浪速区役所庁舎一般廃棄物収集運搬業務委託(概算契約)

2 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から一般廃棄物を収集し、大阪広域環境施設組合の処理施設へ運搬するものである。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 許認可等

受注者は、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を有していなければならない。

5 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

6 業務内容

(1) 一般廃棄物の数量

3,450kg

上記数量は概算であるため増減する可能性がある。

(参考) 令和5年度実績:3,146kg 令和6年度実績:3,389kg 令和7年度見込:3,764kg

(2) 収集場所

大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号(詳細は別紙1「位置図」のとおり)

(3) 収集日、収集時間、収集回数

ア 収集日・収集時間

毎週月・木曜日または火・金曜日とし、土・日・祝及び年末年始(12月29日～1月3日)をのぞく9時から17時までを基本とする。

ただし、発注者の監督職員が別途指示する処理施設の受入時間内に搬入しなければならない。

※ 収集日が本市の休日にあたる場合は、収集日を変更し、直前の開庁日を基本とするが、それにより収集日が連続する場合は、直後の開庁日とする。

イ 収集回数

週2回

※ 休日が連続し、これにより難しい場合は別途監督職員の指示によるものとする。

(4) 作業手法

大阪市浪速区庁舎指定場所より、廃棄物の積込を行うこと。なお、廃棄物の重量については、当区であらかじめ計量しているが、受託者においてもその重量を計量する場合は、当区が所有している計器にて確認することを可とする。

7 提出書類

- (1) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、別紙3の様式にて発注者に通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。
- (2) 受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書(別紙4)を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の書類を再度提出し、発注者の承認を得ること。

8 使用車両

- (1) 受注者は、本業務着手までに、作業に使用する車両について、大阪市環境局より発行されたごみ等処理施設搬入許可証の写しを提出し承認を得なければならない。なお、車両の大きさは幅 2m、長さ 6.2m程度の 2t車両等とし、荷台前面を覆う装備を装着した車両を使用すること。
- (2) 受注者は、承認を得た車両以外の車両を本業務に使用してはならない。なお、使用車両に変更があった場合は、速やかに別途必要書類を提出し承認を得なければならない。

9 処理施設

- (1) 処理施設は、大阪市環境局の搬入計画上、原則として東成区、生野区、鶴見区、東住吉区、平野区内で発生した一般廃棄物については八尾工場、その他の区で発生した一般廃棄物については舞洲工場とする。
- (2) 舞洲工場への通行経路は、原則として次のとおりとする。

最終収集区	通行経路（往復）
此花区	指定無し
福島区	安治川右岸線（※1）
その他	高速道路又は夢舞大橋（※2）

（※1）搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し。復路に高速道路、夢舞大橋の利用も可。

（※2）搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し、福島区の収集に向かう場合は復路に安治川右岸線の利用も可。

- (3) 前項の規定にかかわらず、環境局の運営上の事由により、指定工場以外の工場に搬入先を変更することがあった場合、受注者は協力すること。

10 自動計量システムICカード

自動計量システムICカードは大阪市環境局が貸与したものを使用すること。

11 収集運搬量

提出された計量票の写しに記載された数量をもって収集運搬量とし、出来高とみなす。

12 報告

受注者は、本業務終了後直ちに業務完了報告書を作成し、発注者へ提出すること。業務完了報告書については別添様式を参考に受注者の任意様式によるものも可とするが、運搬日や処理実績数(kg)を記載した書面とすること。なお、部分払いを請求する場合は、受注者は、当該請求に係る既履行部分の確認のため当該請求に係る既履行部分にかかる業務完了報告書を提出すること。

13 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 作業にあたっては、粉塵の飛散防止を行う等し、施設を汚さないよう注意すること。
- (2) 収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることのないよう十分に配慮すること。
- (3) 収集・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (4) 台風、降雪などの荒天により通常どおりに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況について、業務開始前及び途中経過を発注者へ報告し、指示を受けること。
- (5) 処理施設の受入基準に合致しないごみについては、発注者の監督職員の指示に従い対応すること。
- (6) 収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、収集場所にごみを残すことなく収集することを基本とするが、状況により積み残す場合は、発注者の監督職員の承諾を得ること。

14 再委託の禁止

受注者は、本業務を他に再委託してはならない。

15 経費の負担

本業務における処分費及び運搬費の一切は、受注者の負担とする。

16 概算契約

本業務の数量は概算であり、受注者の都合により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日数量を確定する。

業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細(別紙2)の単価に履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。

概算契約の内訳明細(別紙2)については、業者決定後、発注者と協議を行う。

17 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

18 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

19 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

20 その他

- (1) 見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、その内容を熟知のうえ見積すること。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。
- (3) 契約の締結は令和8年度予算の成立を条件とする。

21 事業担当

大阪市浪速区役所 総務課
〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1-4-20 6階 63 番
TEL: 06-6647-9936 FAX:06-6633-8270
メール:tj0001@city.osaka.lg.jp

概算契約の内訳明細

単位：円

種別（業務内容）	数量（※）	単価・円 （税抜）	金額・円（※）
一般廃棄物	3,450kg	円/kg	
業務委託料総額（税抜）			
消費税及び地方消費税相当額			
業務委託料総額（税込）			

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

※種別ごとの金額は、数量に単価を乗じて、算出すること

この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること

業 務 責 任 者 通 知 書

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者 所 在 地

商号または名称

代 表 者 名

次のとおり定めましたので通知します。

記

1 委 託 名 称 : 令和8年度大阪市浪速区役所庁舎一般廃棄物収集運搬業務委託 (概算契約)

2 業 務 責 任 者 名 :

業 務 計 画 書

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者 所 在 地

商号または名称

代 表 者 名

1 委 託 名 称 : 令和 8 年度大阪市浪速区役所庁舎一般廃棄物収集運搬業務委託 (概算契約)

2 履 行 期 間 : (自) 令和 8 年 4 月 1 日 (至) 令和 9 年 3 月 31 日

3 収 集 日 : 曜日 ・ 曜日

業務完了報告書

住所

会社名

代表者名

次のとおり、業務完了及び実績を報告します。

- 1 業務名称 令和8年度大阪市浪速区役所庁舎一般廃棄物収集運搬業務委託（概算契約）
- 2 履行場所 浪速区役所
- 3 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 4 処理実績 月分

運搬日	処理実績数
月 日	kg
合計	kg

特記仕様書

(条例の遵守)【5条関係】

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)【6条2項・12条2項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市浪速区役所総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市浪速区役所総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)【7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者(大阪市浪速区役所総務課)又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)【17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)【21条関係】

第5条 発注者(大阪市浪速区役所総務課)は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。